

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ	三重県スポーツ推進審議会条例 .....	スポーツ振興室	1 頁
	副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 .....	福利・給与室	2 頁
	三重県文化財保護条例の一部を改正する条例 .....	社会教育・文化財保護室	3 頁

### お 知 ら せ

平成23年10月20日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

三重県スポーツ推進審議会条例をここに公布します。

平成二十三年十月二十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第三十五号

三重県スポーツ推進審議会条例

三重県スポーツ振興審議会条例（昭和三十七年三重県条例第三十二号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、三重県スポーツ推進審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。

（所掌事務）

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

（組織）

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満としないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認められた場合は、この限りでない。

（委員）

第四条 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

2 審議会の委員の任期は、一年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第五条 特別の事項を調査するために必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 前項の専門委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該特別の事項に関する調査を終了したときは、解任されたものとみなす。

（会長及び副会長）

第六条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の総数の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否回数のおときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十三年十月二十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第三十六号

副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

副知事等の給与の特例に関する条例（平成十七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「給料の額」を「給料の月額」に改め、同条中「第二条に規定する職員」の下に「公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「公立学校職員の給与条例」という。）第二条第一項に規定する職員」を、「第十項まで」の下に「公立学校職員の給与条例、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十二号）附則第七項から第九項まで」を、「第十六条第三項」の下に「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）第十六条第三項」を、「第十八条」の下に「第十九条」を加え、同条第二号中「第十七条第一項」の下に「公立学校職員の給与条例第二十二条の二第一項」を加える。

第八条中「職員の給与条例に規定する給料の調整額及び手当、企業庁企業職員の給与条例に規定する手当」を「職員の給与条例に規定する給料の調整額及び手当、公立学校職員の給与条例に規定する給料の調整額及び手当、企業庁企業職員の給与条例に規定する手当」に、「並びに三重県職員退職手当支給条例」を「三重県職員退職手当支給条例」に改め、「規定する退職手当」の下に「並びに公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）に規定する退職手当」を加える。

第九条を削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び二項を加える。

(特例期間の読替え)

2 平成二十三年七月一日から同年十月三十一日までの間において、公立学校職員の給与条例第二十二条の二第一項の規定により管理職手当を支給される職員の特例期間については、第一条中「平成二十三年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで」とあるのは「平成二十三年十一月一日から平成二十五年七月三十一日まで」とする。

3 前項の職員のうち、平成二十三年七月一日から同年十月三十一日までの間において公立学校職員の給与条例の適用を受ける職員から引き続き新たに職員の給与条例の適用を受けることとなった者その他の任用の事情を考慮して知事が別に定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「平成二十五年七月三十一日」とあるのは「知事がこの条例の適用を受ける者との権衡を考慮して別に定める日」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年十一月一日から施行する。

(職員の給料の月額の特例の読替え)

2 平成二十三年七月一日から同年十月三十一日までの間において、この条例による改正前の副知事等の給与の特例に関する条例第九条の規定により管理職手当を支給された職員の給料の月額の特例については、平成二十三年十一月に支給される給料に限り、この条例による改正後の副知事等の給与の特例に関する条例第六条中「相当する額」とあるのは「相当する額から公立学校職員の給与条例第二十二条の二の規定により支給される管理職手当の月額の百分の三に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とする。

に副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十三年三重県条例第三十六号）による改正前の副知事等の給与の特例に関する条例第九条の規定により管理職手当の月額を減じて支給された月数を乗じた額（月の中途において管理職手当を支給されることとなった場合その他の知事が別に定める場合にあつては、別に定める額）を減じて得た額」とする。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

三重県文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十三年十月二十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十一号

三重県文化財保護条例の一部を改正する条例

三重県文化財保護条例（昭和三十一年三重県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「第九十九条第五項」を「第九十九条第四項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発 行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印 刷  
有限会社第一プリント社